

環自国発第 24040102 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

環 境 省  
自 然 環 境 局 長  
(公 印 省 略)

自然公園法施行規則の一部を改正する省令の施行について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の規定について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正外来法」という。）が施行され、外来生物対策が一層強化・推進されることを受け、規則における所要の規定の整備等のため、自然公園法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年環境省令第 16 号）が令和 6 年 4 月 1 日付けで公布され、同日から施行されることとなった。その内容は次のとおりであるので、了知の上、その適切な施行に努められたい。

## 記

### 第1 改正の趣旨

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第12条において、国立公園又は国定公園の特別地域における通常の管理行為等であるとして許可又は届出を要しない行為が定められている。

同条第10号の13等において引用している特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正外来法」という。）が施行され、外来生物対策が一層強化・推進されることを受け、規則において所要の規定を整備する。そのほか、自然公園法（昭和32年法律第161号）を取り巻く状況の変化等を踏まえ、規則において、所要の改正を行う。

### 第2 改正の内容

#### 1 改正外来法の施行に伴う規定の整備

特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、規則第12条第10号の13において、特定外来生物の防除に係る調査の目的でカメラを設置することを追加することとする。

#### 2 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等

特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、規則第12条において、次に掲げるものを改正することとする（下線部が改正部分）。

①変圧器その他の電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る）。【第10号の10関係】

②国立公園にあっては環境省、国定公園にあっては都道府県が、公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。【第10号の15関係】

③地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること（正当な理由がなくで行う場合を除く。）。【第23号関係】

④森林、牧野、草原及び農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。【第26号関係】

⑤鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

第14条の2第1項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、自然公園法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。【第29号の37関係】

### 3 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

規則第11条の3第1号ロ、第12条第7号の2、第22号の6及び第26号の2並びに第13条の3第15号及び第16号において引用している漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定について、第211回国会で成立した漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号。以下「改正法」という。）による法律の題名の変更がされたことから、同規則について所要の改正を行うものである。

### 4 その他

上記に掲げる事項のほか、所要の改正を行うこととする。